

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共アプリケーション利活用促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>1. 公共アプリケーション利活用促進税制を拡充し、適用期限を延長する。</p> <p>2. 拡充については、以下のとおり。</p> <p>(1) 対象事業者 資本金又は出資金の額を1億円以下とする要件を撤廃する。</p> <p>(2) 対象設備の設置場所 対象設備の設置場所に係る要件を次のとおり緩和する。 公共アプリケーションの提供先に条件不利地域(①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る。))の学校・病院等が含まれることを前提として、条件不利地域及び学校・病院等以外に設置された設備も対象とする。</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・高度通信網振興課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 「光の道」推進税制(公共アプリケーション利活用促進税制)の創設
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。</p> <p>このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するとともに、サービス提供事業者の設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大や地域のICT産業等地域経済の活性化を図るための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)抄 II. 2. 地域の絆の再生</p> <p><u>2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。</u></p> <p>[新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)]</p> <p>2. (4). i) 地域の活性化 「光の道」構想の推進 総務省：<u>2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出</u></p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)抄 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 <u>成長を支えるプラットフォーム</u> (5)科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～ (情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤) 情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」</p>

			<p>へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、<u>新たなイノベーションを生み出す基盤となる。</u></p> <p><21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト> <u>成長を支えるプラットフォーム</u> V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト 16. 情報通信技術の利活用の促進 (前略) 「光の道」構想 (2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用) の実現を目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。</p> <p>○日本再生戦略 (平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) IV. 2. (1) ① [科学技術イノベーション・情報通信戦略] (重点施策: 情報通信技術の徹底的活用と強固な情報通信基盤の確立) (前略) 情報通信技術利活用のための規制・制度改革の着実な実施等を通じ、「光の道」構想 (2015 年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用) の実現を図る。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画 (平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率 (全体世帯数に占める光ファイバサービスの加入契約数) は、平成 23 年度末現在で 45% となっており、「光の道」構想の実現に向けて、今後更なる利用率の向上が必要。 これを踏まえ、平成 25 年度からの 3 ヶ年度で利用率を 100% とするため、本措置の適用期間中 (2 年間) に超高速ブロードバンド利用率 86% を達成する。 この利用率を達成するためには、①事業者間の競争促進による料金の低廉化等、②過疎地域など未整備地域における光ファイバー等の整備の推進を行っていくほか、ブロードバンドへの関心が比較的低い者への対策として、③税制措置により公共アプリケーションの導入を支援し、利活用を促進させることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>超高速ブロードバンド利用率 (本税制措置の効果の寄与度は、以下に示す算定根拠により、年間あたり 0.9% の向上を見込む。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、民間企業等に投資インセンティブを付与することにより超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するもの。 これにより、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進されることで、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。 本措置により、適用見込施設の利用者数から加入率向上分を 48 万人 (世帯) と推計。年間あたり超高速ブロードバンド利用率 0.9% の向上を見込む。[*] なお、超高速ブロードバンド利用率の向上に当たっては、本措置を含め、「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより、現在 45% の利用率を、本措置の適用期間中 (2 年間) に 86% まで引き上げ、2015 年まで同様のペースで利用率を向上させることにより、利用率 100% を達成するもの。</p>

			<p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省及び厚生労働省の調査により、1施設あたりの年間利用者数を推計。 教育分野・・・351人/施設 医療分野・・・3,605人/施設 ・上記の1施設あたりの利用者数から、税制措置適用見込施設（1,784施設（教育分野：1,096施設、医療分野：688施設））の利用者数は、合計約290万人/年と見込む。 ・平成24年3月末の超高速ブロードバンドの利用率は45%であるため、$290 \text{万人} \times 0.55 = 160 \text{万人}$が潜在的な加入見込者であるところ、公共アプリケーションの利用を契機としてこのうち約3割が超高速ブロードバンドに加入するものと予測し、$160 \text{万人} \times 0.3 = 48 \text{万人}$（世帯）（利用率0.9%相当）を算出。
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 0件（所期の想定：2,856件） 平成24年度 0件（所期の想定：2,856件）（平成24年7月31日現在） 平成25年度 1,784件 平成26年度 1,784件</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省及び厚生労働省の調査により、今後超高速ブロードバンドを利用した公共アプリケーションを導入する施設数を推計。 教育分野・・・10,962施設 医療分野・・・6,873施設 ・上記の施設のうち、ASP事業者が整備する割合（3割）を考慮して対象となる施設数は5,351施設と見込む。 ・2015年までの3年間で導入が見込まれることから、年間あたりの適用件数を1,784件と算出。 <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円（平成24年7月31日現在） 平成25年度 706百万円 平成26年度 706百万円</p> <p>※算出根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバーを除く設備投資額・・・16,763百万円 公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの設備投資額を9百万円と見込む ・光ファイバーの設備投資額・・・19百万円 公共アプリケーションの導入事例等を考慮して一施設当たりの引き込み線単価を約1万円と見込む ・総投資見込額（16,782百万円）から減収額を算出（総投資見込額に特別償却率15%及び法人税率（復興法人税率を含む。）28.05%を乗じて算出。）。

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置は、住民生活に密着した医療及び教育分野の公共アプリケーションの導入について民間企業等にインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利活用を促進するもの。</p> <p>「光の道」構想の実現については、本措置により公共アプリケーションの導入・利用を促進させ、本措置を契機とした民間事業者による取組を加速・持続させるとともに、あわせて「光の道」構想の実現に向けた各種施策を一体的に展開することにより達成する。</p> <p>これまで利用実績がないため、現時点で効果・達成目標の実現状況を計ることができないが、本税制が適用されることで、学校や病院等において住民向けの公共アプリケーションの導入が促進され、生徒や患者による利用を通じた超高速ブロードバンド利用率の向上が期待される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>平成 25 年度からの 3 ヶ年度で超高速ブロードバンド利用率 100%とするため、対象事業者に係る資本金等の要件の撤廃等した本措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要を創出し、本措置の適用期間中（2 年間）に超高速ブロードバンド利用率 86%（本措置の直接的な効果は、2 年間で 1.8%増）を達成する。</p> <p>平成 23 年度末の利用率は 45%であり、平成 22 年度及び平成 23 年度における対前年度増加率は、それぞれ 4.7%、4.3%とほぼ同様に推移しているが、前述の理由のとおり、公共アプリケーション利活用促進税制の利用実績がないため当初予定していた目標達成（平成 24 年度末の超高速ブロードバンド利用率 60%）が遅れているところ。そのため、2015 年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とする「光の道」構想の実現を達成するには、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率は平成 23 年度末現在で 45%にとどまっているところ、本措置のように民間企業等の投資を加速するインセンティブがなければ、利用率の大幅な向上は見込めず、平成 25 年度からの 3 ヶ年度での超高速ブロードバンド利用率 100%の達成は困難となる。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置を講じることにより、地域における拠点施設である学校や病院等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、ひいては、生徒や患者等による超高速ブロードバンド利用率の向上が期待され、さらには、ICT サービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。</p> <p>本減収額（706 百万円）に対して、本措置による加入率向上分の 48 万人（世帯）が仮に、ADSL 等の超高速でないブロードバンドを利用していると想定すると、超高速ブロードバンドに加入した際の利用料の差額（月額 1,860 円）から、107 億円/年の経済効果が見込まれる。</p> <p>なお、「光の道」構想の実現により見込まれる経済効果は、73 兆円（2011 年度から 2020 年度までの 10 ヶ年度の経済効果の累積）と試算※されており、本措置（2 年間）による減収額以上の効果が見込まれる。</p>
--	--	-----------------------	---

			<p>※前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年度時点で全ての世帯が超高速ブロードバンドサービスに加入 ・2011年度から2020年度までの10ヶ年度分の経済効果の累積値 ・インフラ投資、既存市場の拡大、新市場の創出、他産業への波及効果の合計 <p>現行税制措置は、事前評価後の制度設計を行う過程で、対象設備の設置形態、対象事業者の資本金等の規模について制約を課す内容としたが、一定程度の適用件数を見込み、「光の道」構想を実現するにあたって効果的な取組であると想定していた。</p> <p>適用実績がない理由としては、対象設備の設置場所をサービス提供先である病院・学校等に限定したが、昨年3月の東日本大震災以降、BCP等の観点から、クラウドサービスの需要が高まり、対象設備が病院・学校等以外の施設に設置される傾向にあるというミスマッチに一因があると考えられる。</p> <p>また、東日本大震災の影響で、中小企業において設備投資が落ち込んだことも原因の一つとして考えられる。</p> <p>その結果、当初予定した目標達成が遅れているため、公共アプリケーション利活用促進税制の拡充による利用率の更なる向上が必要不可欠である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現状（平成24年3月末現在）では、超高速ブロードバンドの利用率は45%にとどまっており、更なる利用率の向上を図るため、当該税制優遇措置により、民間企業による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じることが必要不可欠。</p> <p>しかしながら、平成20年後半以降の景気急落の影響によって企業収益が大幅に悪化したことで、中小企業の設備投資は急減している。また、公共アプリケーションの提供形態の多くがクラウドサービスによって行われている。さらに、事業者へのヒアリング等によると、対象設備の設置場所は、学校・病院以外に設置されることが多いことから、これらを踏まえた要件の見直しを行うことが必要である。</p> <p>利用率の向上には、予算措置、税制措置のみならず、競争政策の一層の推進等あらゆる政策手段を動員することが必要であり、民間事業者等による投資のインセンティブを確保する意味でも、予算措置等とともに当該税制優遇措置による支援を行うことが妥当と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「光の道」構想の推進に関しては、上述のとおり、平成25年度予算要求において、医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援する情報通信利用環境整備推進交付金を引き続き要求している。</p> <p>本税制優遇措置は、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、予算措置とは対象が異なる民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、地域における拠点施設である病院及び学校等の公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入が促進され、「光の道」構想の実現が加速化することによって、住民生活に密着した医療及び教育の飛躍的な向上、設備投資の促進等を通じて雇用機会の拡大やICT産業等地域経済の活性化が期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月